

## 【金融・財務】 資金ショート！その寸前の相談窓口は？

間もなく酉の市。威勢の良い三本締めが、景気を盛り上げてくれればよいのですが…。震災、円高、大增税と、誰も予想すらしなかった事態が次々と起こり、大方の経営者は、当然のことながら攻撃の為に武器より、冬籠りのための備えを厚くしなければならないーと考え始めています。



そのためには、これまで「用もないのに傘を押し付け、いざとなったら取り上げる」金融機関の、手前勝手な都合主義に振り回された苦い経験を振り払い、たとえ不要不急であっても、いざという場合に必要な資金をできる限り調達しておこう、という、むしろ積極的な資金戦略の意図が、そこには窺えます。

※ 市中の金融機関が、何らのリスクも負わず貸付できる100%保証付きの保証協会融資の原資が底をつきつつある現在、プロパー融資ー各金融機関独自の融資一枠は、今後ますます狭き門となるのは必定であり、その面からもこうした動きが加速することが予想されます。



その一方、このような既存企業による資金の先食いは、近い将来、日本再生の切り札となるかも知れない革新的事業の誕生及び育成の芽を、資金枯渇という理由で摘み取ってしまいかねないとする「卵が先か鶏が先か」の議論もあり、にわかには判断し難いテーマであるのも、また事実です。

※

処で、借入枠が確保できる場合の手当ではなく、資金ショートしかねない場合の対処としては、どのようなものがあるのでしょうか。

一昨年12月に実施された「金融円滑化法」に基づくリスケを、各個別金融機関と交渉の上実施してもらった、という方法がこれまでは一般的でした。

「円滑化法」の罰則規定と、金融庁による強い行政指導が効いていたからです。

ところが、今年は風向きが大分変わり、容易に受け付けられないまま店晒しになるケースも続出、不良債権として切り離そうという銀行が増えている模様です。

理由はさておき、そうなった場合に駆け込む先はどこにあるのでしょうか。

※

銀行に断られた場合の相談窓口は、実はそう多くはありません。

比較的身近なところでは、各地の商工会議所に設置されている「中小企業再生支援協議会」という公的機関と商工会議所が運営する「経営安定特別相談室」というものがあります。現在、前者は事業の将来性を有しながら、財務上の理由で危機的状況にある中小企業の再生を目指す「再建型」、後者は主に社会的影響を最小限に止めながら終止符を打たせる実質「清算型」の組織、として機能しています。

※

前者は各銀行から派遣されている行員と弁護士等の専門家により構成されており、東商の場合、22年度解決32事案のうち90%がリスケ、第二会社方式の債権放棄2件、その他1件という割合で、正に敗者復活の窓口である事を良く示しています。